

紀美野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

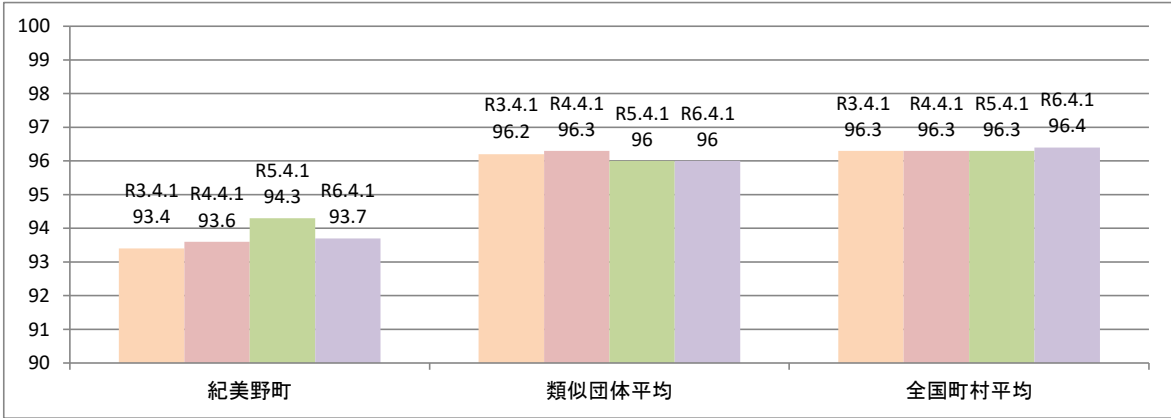
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 7,912	千円 9,031,967	千円 221,762	千円 1,370,857	% 15.2	% 16.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

R6年度 職員数	区分	職員数	給与費				(参考)一人当たり 給与費	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
人 164	R5年度	人 158	千円 467,209	千円 94,463	千円 184,759	千円 746,431	千円 5,255	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ R6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当の見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢 (歳)	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紀美野町	40.3	297,600円	355,500円	320,100円
和歌山県	42.7	322,409円	404,702円	360,703円
国	42.1	323,823円	405,378円	—
類似団体	41	303,305円	349,559円	327,177円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
紀美野町	54.4	7	256,400円	270,800円	264,500円	—	—	—	—
うち調理員	54.4	7	256,400円	270,800円	264,500円	調理士	44.8	242,900円	1.11
和歌山県	58.5	18	330,200円	320,507円	314,689円	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51	3	282,400円	304,568円	293,301円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	—	—	—
紀美野町	—	—	—
うち調理員	4,390,406円	3,203,300円	1.4

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものでない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	紀美野町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒 196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒 166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒 164,000円	169,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数7年以上10年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒 248,300円	310,400円	334,600円	361,600円
	高校卒 227,600円	—円	306,000円	345,900円
技能労務職	大学卒 —円	—円	—円	—円
	高校卒 —円	—円	224,600円	273,800円

該当する職員がいない場合は、空欄となっています。

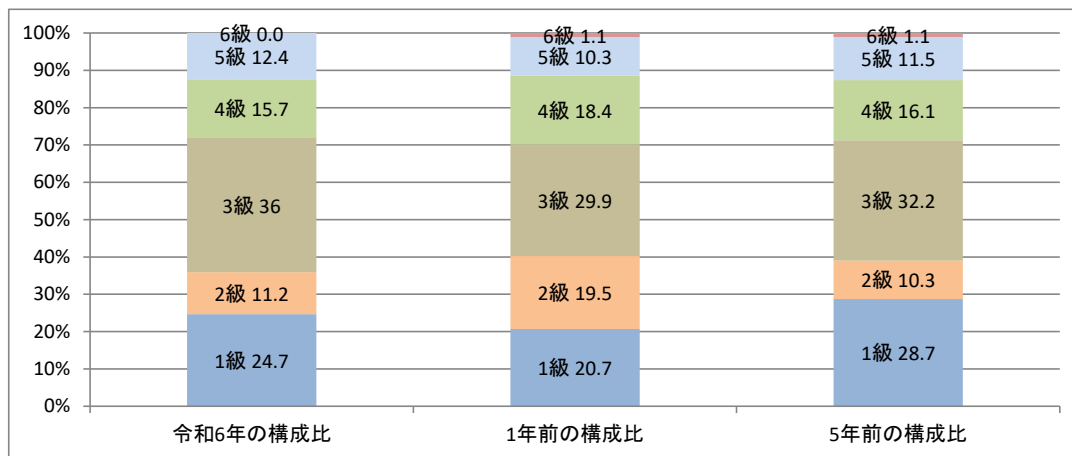
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	参事の職務	0人	0.0%	323,100円	409,300円
5級	課長(重要困難な職務を行う課長)及びこれに相当する職員の職務	11人	12.4%	295,400円	392,000円
4級	課長(5級以上に掲げるものを除く。)室長、課長補佐及びこれらに相当する職	14人	15.7%	271,600円	384,400円
3級	係長及びこれに相当する職員の職務	32人	36.0%	240,900円	355,000円
2級	主査及びこれに相当する職員の職務	10人	11.2%	208,000円	305,200円
1級	主事、主事補の職務	22人	24.7%	162,100円	249,400円

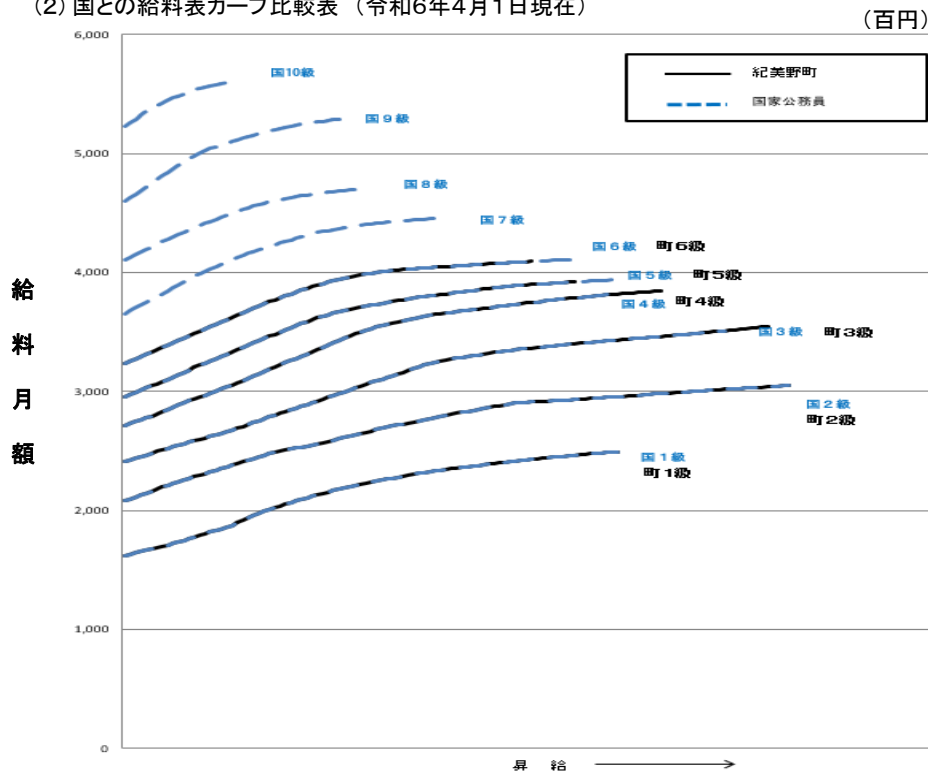
(注) 1 紀美野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日の給与制度の改正により1級と2級を新1級に統合し、3級を新2級に、4級と5級を新3級に統合し、6級を新4級に、7級を新5級にそれぞれ改正している。また、平成22年4月1日の級別職務分類表改正により課長補佐等を4級とした。

(2) 国との給料表カーブ比較表 (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年度における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀美野町		和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,273 千円		1人当たり平均支給額(R5年度) 1,654千円		—	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5~10 %	役職加算	5~20 %	役職加算	5~20 %
管理職加算	— %	管理職加算	10~20 %	管理職加算	10~25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

紀美野町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	27.405 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たりの平均支給額	21,112千円	20,958千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			8,492 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			88,458 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			58.5 %	
手当の種類（手当数）			11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R5年度）	左記職員に対する支給単価
徴収手当	町税の徴収に関する事務に従事した者	町税の徴収事務に従事した場合に支給	-	1日500円
感染症の防疫作業に従事手当	感染症の防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の疑いのある物体の処理作業に従事した場合に支給	62千円	1日1,000円
犬猫等死体処理業務に従事手当	犬猫等死体処理業務に従事する職員	犬猫等死体の処理業務に従事した場合に支給	50千円	1件1,000円
地籍調査業務手当	地籍調査業務に従事する職員	地籍調査業務に従事する職員で、著しく危険な現場で長期間作業に従事したものに對し支給	11千円	1日300円
消防本部及び消防署勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消防本部及び消防署に勤務する職員に對し支給	2,378千円	月額5,500円
交代制勤務手当	交代制勤務に従事する職員	消防署に勤務し、交代制勤務に従事する職員に對して支給	1,649千円	1当務500円
救急業務手当	救急業務に従事する職員	消防署に勤務し、救急業務の為に出勤した場合に支給	629千円	1回につき300円
救命業務手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員に對して支給	332千円	1回につき400円
医学研究手当	診療所の医師	診療所に勤務する医師に對し支給	840千円	月額70,000円
診療等手当	診療所の医師	診療業務に従事する医師に對し支給	2,448千円	1日12,000円
災害等により他の自治体へ派遣された職員の手当	災害等により他の自治体へ派遣された職員	災害等により他の自治体へ派遣され、応急作業又は災害調査業務に従事したものに對し支給	93千円	1日1,000円

(5)時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	41,672 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	325,564 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和5年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1.配偶者6,500円 2.子1人につき10,000円 3.父母等1人につき6,500円 4.16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	—	18,415 千円	245,536 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合に支給 上限27,000円	異なる	持家に係る住居手当の支給	11,644 千円	207,923 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【参事50,000円】【課長、支所長、次長40,000円】 【主幹、室長30,000円】 【課長補佐、室長補佐、所長、副所長	異なる	—	16,434 千円	322,235 円
初任給調整手当	医学に関する専門知識を必要としかつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給する 【月額276,800円】	同じ	—	3,322 千円	3,321,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	11,016 千円	74,435 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員が勤務した場合に支給する4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急時等により週休日等に勤務した場合に支給	同じ	—	3,067 千円	63,896 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 【時間当り100分の25】	同じ	—	2,480 千円	79,985 円

休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給【規則100分の135】	同じ	—	5,884 千円	255,816 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する		滞在施設別 *公用施設 1日当3,970円	0 千円	0 円
武力攻撃等災害派遣手当	武力攻撃事態等における国民保護の為の措置に関する法律第154条の規定による職員がその住居を離れて紀美野町の区域に滞在することを要する場合に支給する。		*その他の施設 30日以内 1日当6,620円 30-60日 1日当5,870円 60以上 1日当5,140円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	(670,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
			870,000 円/	523,000 円
報 酬	副町長	(580,000 円)	700,000 円/	360,000 円
	議 長	(295,000 円)	375,000 円/	200,000 円
	副議長	(240,000 円)	316,000 円/	170,000 円
	議 員	(220,000 円)	301,000 円/	150,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合) 3.4 月分 × 給与月額 × 35%		
	副町長	(令和5年度支給割合) 3.35 月分 × 給与月額 × 10%		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副町長	670,000 円 × 在職月数 × 0.433	13,925,280円	任期毎又は退職時
	教育長	580,000 円 × 在職月数 × 0.258	7,182,720円	任期毎又は退職時
	教育長	540,000 円 × 在職月数 × 0.208	5,391,360円	任期毎又は退職時

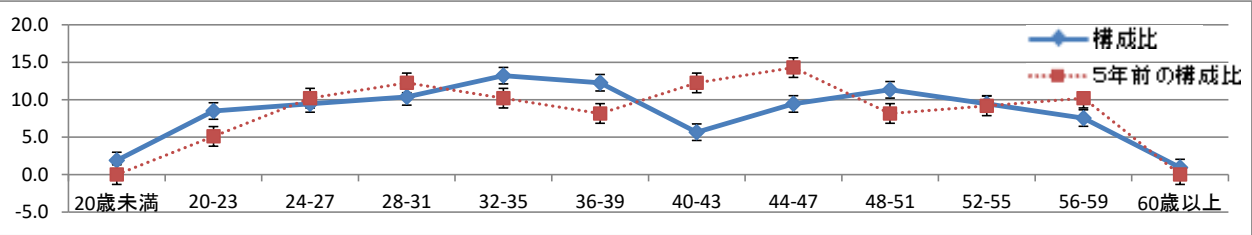
(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由				(各年4月1日現在)	
部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	人事異動
	総務	28	31	3	
	税務	5	5	0	
	農林水商	18	17	-1	
	一般行政部門	1	1	0	こども園の体制強化 人事異動
	労働	7	7	0	
	土木	33	36	3	
	民生	8	7	-1	
	衛生				<参考> 人口1万人当たり職員数 134人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 117.66人)
	計	102	106	4	
普 通 会 計 部 門	教育部門	19	19	0	人事異動
	消防部門	37	39	2	人事異動
	小 計	158	164	6	<参考> 人口1万人当たり職員数207人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数140.8人)
	計 業 公 営 企 業 等 部 門 会 社				
計 業 公 営 企 業 等 部 門 会 社	上水道	3	3	0	
	簡易水道	6	5	-1	
	その他	17	17	0	
	小 計	26	25	-1	
合 計		184	189	5	<参考> 人口1万人当たり職員数239人
		[250]	[250]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	10人	11人	14人	13人	6人	10人	12人	10人	8人	1人	106人

(3) 職員数の推移

部門別	R1年(H31)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	98	99	97	97	102	106	8 (8.2 %)
教育	19	19	20	20	19	19	0 (0.0 %)
消防	38	38	38	38	37	39	1 (2.6 %)
普通会計計	155	156	155	155	158	164	9 (5.8 %)
公営企業等会計計	25	25	26	26	26	25	0 (0.0 %)
総合計	180	181	181	181	184	189	9 (5.0 %)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 紀美野町上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費
R5年度	千円 89,349	千円 2,224	千円 19,213	21.5%	21.2%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	4人	千円 12,550	千円 3,444	千円 3,219	千円 19,213	千円 4,803	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀美野町 (上水道事業会計)	45歳	円 268,525	円 400,271
市町村平均 (政令指定都市を除く)	45.8歳	円 337,221	円 508,691

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀美野町(水道)				紀美野町(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(R5年度)				1人当たり平均支給額(R5年度)			
805 千円				1,273 千円			
(R5年度支給割合)				(R5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(0) 月分		(0) 月分		(0) 月分		(0) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～10 %		役職加算		5～10 %	
管理職加		— %		管理職加		— %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

紀美野町(水道)			紀美野町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年等	(支給率)	自己都合	勤奨・定年等
勤続20年	19.6695 月分	27.405 月分	勤続20年	19.6695 月分	27.405 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額	21,112千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）			0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）			-	%
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
塩素充填特殊勤務手当	塩素充填作業に従事する職員	塩素充填作業	0 千円	1回につき1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	680 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	170 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	(令和5年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1.配偶者6,500円 2.子1人につき10,000円 3.父母等1人につき6,500円 4.16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	—	456 千円	114,000 円
住居手当	借家の場合は12,000円を超える場合に支給 上限27,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給する 【参事50,000円】【課長、支所長、次長40,000円】 【主幹、室長30,000円】 【課長補佐、室長補佐、所長、副所長20,000円】	異なる	—	480 千円	120,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関を利用し、あるいは、交通用具を使用して通勤している職員	異なる	2-4 km 3,000円 4-6 km 4,000円 6-8 km 5,000円 8-10km 5,900円 10-12km 7,000円 12-14km 7,900円 14-16km 9,000円 16-18km 9,900円 18-20km11,000円 20-22km12,000円 22-24km13,100円 24-26km14,000円 26km超15,200円	190 千円	47,500 円